長泉町告示第　　号

長泉町高齢者安全運転装置設置事業費補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和２年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　池　田　　　修

　　　長泉町高齢者安全運転装置設置事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、自ら運転する自動車に安全運転装置を設置する高齢者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱に定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　高齢者　町内に居住し、本町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者をいう。

⑵　自動車　道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）第２条第２項に規定する自動車（二輪自動車を除く。）をいう。

⑶　安全運転装置　後付け急発進等抑制装置としての機能等を有すると国が認定したものをいう。

　 (補助対象者)

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、安全運転装置を設置する自動車（事業用車両及び販売目的の車両は除く。）の自動車検査証に記載されている高齢者で、かつ、町税等の滞納がない者とする。

　（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費は、既販車に対して設置する安全運転装置の購入費及び取付費とする。ただし、国等が別途定める補助金又は交付金を受ける場合の補助の対象となる経費は、当該補助金以外の補助金又は交付金を差し引いた額とする。

　（補助金の額)

第５条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の２分の１以内とし、限度額を50,000円とする。ただし、補助金の額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

２　補助金の交付は補助対象者１人につき１回限りとする。

　（補助金の申請)

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、長泉町高齢者安全運転装置設置事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

⑴　見積書の写し

⑵　申請者の氏名が記載された自動車検査証の写し

⑶　申請者の自動車運転免許証の写し

⑷　安全運転装置の機能が確認できる書類の写し

⑸　当該補助金以外の補助金又は交付金の交付を受ける場合は、その内容が確認できる書類の写し

⑹　その他町長が必要と認める書類

　（交付の決定）

第７条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、長泉町高齢者安全運転装置設置事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（交付の条件）

第８条　次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

⑴　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、町長の承認を受けなければならない。

ア　補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ　補助事業に要する経費の変更をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

⑵　補助事業が補助金の交付を申請した年度内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告しその指示を受けなければならない。

⑶　補助事業により取得した安全運転装置については、設置後、原則１年以上使用するものとし、常に適正な維持管理に努めなければならない。

　（変更等の申請）

第９条　前条第１号及び第２号の規定により町長の承認を受けようとする申請者は、長泉町高齢者安全運転装置設置事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、長泉町高齢者安全運転装置設置事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

　 (実績報告)

第10条　第８条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、長泉町高齢者安全運転装置設置事業費補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

⑴　補助事業に係る領収書等の写し

⑵　安全運転装置設置完了後の状況写真

⑶　その他町長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第11条　町長は、前条の実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、長泉町高齢者安全運転装置設置事業費補助金交付確定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第12条　交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に長泉町高齢者安全運転装置設置事業費補助金交付請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

　（交付の決定の取消し）

第13条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

⑵　その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

　（補助金の返還）

第14条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、既に交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

　（委任）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

　（失効）

２　この告示は、令和５年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第６条の規定に基づき申請された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。